

厚木市まちづくり審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市まちづくり審議会(以下「審議会」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、会議の2週間前までに会議の日時、場所及び案件を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 審議会は、原則として公開とする。ただし、特別な事情がある場合には、非公開とすることができる。

2 前項ただし書きに関する事項その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(代理出席)

第4条 厚木市まちづくり審議会規則(平成15年厚木市規則第54号)第2条第2号に定める委員は、事故等により会議に出席できない場合は、あらかじめ代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときは、その代理人に職務を行わせることができる。

(議長の職務)

第5条 議長は、会議を主宰し、議場の秩序を保持する。

(議事録)

第6条 議長は、議事録を作成し、これを保持しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議案
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事経過
- (4) その他議長が指示した事項

3 議事録には、議長及び議長があらかじめ指名した委員1人が署名するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。